**「本人情報シート」の作成を依頼された福祉関係者の方へ**

　このたびは**「本人情報シート」**の作成に御協力いただき，ありがとうございます。

この「本人情報シート」は，**職務上の立場からご本人を日頃より支援されている福祉関係者の方に，ご本人の生活状況等に関する情報を記載していただくための書面**です。家庭裁判所は，成年後見制度の利用を開始するための申立てについて，ご本人の精神上の障害の有無や鑑定の要否を判断するため，医師が作成した診断書の提出をお願いしています。診断書は，家庭裁判所がご本人の精神の状況について判断するための重要な資料となるため，診断書を作成する医師に対し，ご本人の生活状況等に関する情報を提供し，十分な判断資料に基づいて医学的診断を行っていただくことが望ましいと考えられます。作成していただいた「本人情報シート」は，診断書を作成する医師に提供され，医学的診断の際の資料となるだけでなく，家庭裁判所に提出され，裁判官が審理をする際の資料にもなります。

作成していただいた「本人情報シート」は，直接家庭裁判所にお送りいただくのではなく，作成を依頼した方にお渡しください。また，お渡しいただく際は，「本人情報シート」の原本を医師に，コピーを家庭裁判所にそれぞれ提出するよう，ご説明を添えていただきたく存じます。

「本人情報シート」の作成方法等については，「本人情報シート作成の手引」を用意しております。この手引は裁判所のウェブサイト内の「後見ポータルサイト」からダウンロードすることができますので，ぜひ御活用ください。

「後見ポータルサイト」（<https://www.courts.go.jp/saiban/koukenp/index.html>）

→「手続案内及び各種書式」→「成年後見制度における診断書作成の手引・本人情報シート作成の手引」の順に検索してください。